

議案第 4 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽
自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正す
る条例

令和8年3月31日

瑞穂町長 山 崎 栄

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割（同法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）」を削る。

第2条（見出しを含む。）及び第3条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第4条第1項及び第2項中「種別割の」を「軽自動車税の」に改め、「（種別割）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(証紙徴収の手続)

第4条 軽自動車等に対する軽自動車税の納税義務者は、当該税額を軽自動車税_____納税証紙(以下「証紙」という。)によって払い込まなければならない。

2 軽自動車税の納税義務は、証紙に軽自動車税_____納税済印(以下「納税済印」という。)による検印を受けたときに完了するものとする。

3 略

第5条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(証紙徴収の手続)

第4条 軽自動車等に対する種別割の_____納税義務者は、当該税額を軽自動車税(種別割)納税証紙(以下「証紙」という。)によって払い込まなければならない。

2 種別割の_____納税義務は、証紙に軽自動車税(種別割)納税済印(以下「納税済印」という。)による検印を受けたときに完了するものとする。

3 略

第5条 略